

投資家の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

信託約款変更のお知らせ

「i F r e e 新興国株式インデックス」およびそのマザーファンドにつきまして、ベンチマークおよび運用管理費用（信託報酬）にかかる信託約款の変更を行ないますので、お知らせいたします。

1. 変更対象ファンド

i F r e e 新興国株式インデックス
ダイワ新興国株式ファンダメンタル・インデックス・マザーファンド

2. 変更内容

① ベンチマークとする指数の変更

上記変更対象ファンドは、「FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）」をベンチマーク（基準価額の連動対象）とするインデックスファンドですが、指数を利用するために負担する費用を削減するため、ベンチマークを類似する指数である「RAFI ファンダメンタル・セレクト・エマージング・マーケット 350 インデックス（配当込み、円換算）」に変更します。

なお、両指数はほぼ同一の指数と考えられるため、この約款変更は重大な約款変更には該当しません。

② 運用管理費用（信託報酬）の料率引き下げ

「i F r e e 新興国株式インデックス」の運用管理費用（信託報酬）の料率（税抜き）を、年率 0.34% から年率 0.32% に引き下げます。（税込みでは、年率 0.374% から年率 0.352% に引下げ）

委託会社、販売会社および受託会社への配分は、以下のとおりです。（下線部を変更）

（純資産総額に対して年率）

	信託報酬率（税抜き）			
	委託会社	販売会社	受託会社	合計
現 行	<u>0.19%</u>	0.13%	0.02%	<u>0.34%</u>
変更後	<u>0.17%</u>	0.13%	0.02%	<u>0.32%</u>

なお、この約款変更は、商品としての基本的な性格を変更するものではないため、重大な約款変更には該当しません。

3. 変更適用日

2026 年 10 月 1 日

4. NISA制度におけるつみたて投資枠

「i F r e e 新興国株式インデックス」は、NISA 制度において、「指定インデックス投資信託」として、つみたて投資枠での投資が可能となっています。

変更後のベンチマークとする指数は、当局の定める指定インデックスに含まれず、当ファンドは「指定インデックス投資信託」からは外れますが、つみたて投資枠の選定条件を満たしており、当該約款変更後も引き続き、「指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託」として、つみたて投資枠での投資が可能となる予定です。

以上

信託約款新旧対照表

i F r e e 新興国株式インデックス

変 更 後	現 行
運用の基本方針 1. 基本方針 この投資信託は、投資成果を<u>RAFI ファンダメンタル・セレクト・エマージング・マーケット350インデックス（配当込み、円換算）</u>の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国の株式（D R（預託証券）を含みます。）（※）に投資し、投資成果を<u>RAFI ファンダメンタル・セレクト・エマージング・マーケット350インデックス（配当込み、円換算）</u>の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 ※ 効率性の観点から<u>RAFI ファンダメンタル・セレクト・エマージング・マーケット350インデックス</u>との連動を目指すE T F（上場投資信託証券）に投資する場合があります。 ②～⑤ （略） （信託報酬等の額および支弁の方法） 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の32の率</u>を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ②～③ （略） （信託契約の解約） 第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、<u>RAFI ファンダメンタル・セレクト・エマージング・マーケット350インデックス（配当込み、円換算）</u>が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ②～⑤ （略）	運用の基本方針 1. 基本方針 この投資信託は、投資成果を<u>FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）</u>の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、新興国の株式（D R（預託証券）を含みます。）（※）に投資し、投資成果を<u>FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）</u>の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 ※ 効率性の観点から<u>FTSE RAFI エマージング インデックス</u>との連動を目指すE T F（上場投資信託証券）に投資する場合があります。 ②～⑤ （略） （信託報酬等の額および支弁の方法） 第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の34の率</u>を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ②～③ （略） （信託契約の解約） 第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合、<u>FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）</u>が改廃された場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ②～⑤ （略）

変 更 後	現 行
運用の基本方針 1. 基本方針 この投資信託は、投資成果を <u>RAFI ファンダメンタル・セレクト・エマージング・マーケット 350 インデックス（配当込み、円換算）</u> の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 2. 運用方法 (1) 投資対象 次の有価証券を主要投資対象とします。 1. 新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。） 2. 新興国の企業のDR（預託証券） 3. <u>RAFI ファンダメンタル・セレクト・エマージング・マーケット 350 インデックス</u> との連動をめざす E T F（上場投資信託証券） (2) 投資態度 ① 主として、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）（※）に投資し、投資成果を <u>RAFI ファンダメンタル・セレクト・エマージング・マーケット 350 インデックス（配当込み、円換算）</u> の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 ※ 効率性の観点から <u>RAFI ファンダメンタル・セレクト・エマージング・マーケット 350 インデックス</u> との連動をめざす E T F（上場投資信託証券）に投資する場合があります。 ②～⑤ （略）	運用の基本方針 1. 基本方針 この投資信託は、投資成果を <u>FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）</u> の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 2. 運用方法 (1) 投資対象 次の有価証券を主要投資対象とします。 1. 新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。） 2. 新興国の企業のDR（預託証券） 3. <u>FTSE RAFI エマージング インデックス</u> との連動をめざす E T F（上場投資信託証券） (2) 投資態度 ① 主として、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。以下同じ。）（※）に投資し、投資成果を <u>FTSE RAFI エマージング インデックス（円換算）</u> の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。 ※ 効率性の観点から <u>FTSE RAFI エマージング インデックス</u> との連動をめざす E T F（上場投資信託証券）に投資する場合があります。 ②～⑤ （略）